

3 計画期間

本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化や情報通信技術の急速な進歩に対応するため、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、取組については、毎年進捗管理を行い、必要に応じて取組の方法や内容について変更や修正を行います。

計画期間を平成28年度まで2年間延長します。

次の理由により本計画の計画期間を2年間延長し、平成22年度から平成28年度までの7年間とします。

計画期間を2年間延長することで「新・相模原市総合計画後期実施計画」及び「さがみはら都市経営指針」との整合を図ることができ、情報化計画の実効性をさらに強化することが可能となります。なお、この2年間においては、基幹システム最適化、社会保障・税番号制度など、業務や市民生活に影響が大きな制度やシステムの導入があることから、これらの方向性を見極めた上で、次期計画に反映する必要があります。

国のIT戦略と相模原市の情報化計画の経過

